東京農工大学国際交流会館規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
本則 （事務） 第16条　会館に関する事務は、学務課国際交流室において行う。	本則 （事務） 第16条　会館に関する事務は、学務課において行う。	

附　則（令和元年12月1日規程第24号）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。